

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

私の母は、昭和48年8月頃に私の国民年金の加入手続を行い、両親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。年金手帳は結婚するときに渡された。一緒に保険料を納付していた両親が完納しているのに、申立期間が未納となっているのは不自然である。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月頃に、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、その両親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年10月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の保険料納付は可能である上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間前後の期間は納付済みとなっていることから、申立人の母が9か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人の母及び父は国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付しており、その母の納付意識は高かったものと考えられることから、申立人の母が申立人の申立期間の保険料と一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5437

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 10 月に夫婦で付加保険料納付の申出を行った。国民年金保険料は、納付組合の集金により、付加保険料を含め 3 か月に 1 度程度の割合で、夫婦二人分を夫が納付していた。私の申立期間の付加保険料だけが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加保険料を含めた国民年金保険料を 3 か月に 1 度程度の割合で夫婦二人分を納付組合の集金により、申立人の夫が納付していたと申述しているところ、申立人の申立期間の前後の付加保険料は納付済みとなっている。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、付加保険料の納付を始めた昭和 49 年 10 月から 60 歳に到達する前月まで、付加保険料を含め保険料を全て納付しており、納付意識は高かったと考えられることから、申立人の夫が 3 か月と短期間である申立人の申立期間の付加保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

家族や夫に勧められて国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたが、申立期間は夫が納付済みとなっているのに、私だけが未納となっている。領収証書等の資料は無いが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「家族や夫に勧められて国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたが、申立期間は夫が納付済みとなっているのに、私だけが未納となっている。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和63年4月頃に払い出されたと推認され、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人の国民年金印紙検認記録簿によると、申立期間直前の昭和61年4月から62年3月までの保険料が63年4月30日に過年度納付されており、申立期間直後の63年4月以降の保険料も全て納付済みであることから、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料について納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、被保険者期間の保険料を全て納付していることから、その夫の納付意識は高かったと考えられ、申立人の夫が12か月と短期間である申立人の申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5442

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私が 20 歳の時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、平成5年度3月分と6年度分の国民年金保険料の納付書と一緒に郵送されてきたので、母がまとめて保険料を納付し、それ以後も、私の分の保険料は全て母が納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、申立期間直前の期間及び申立期間直後の期間の国民年金保険料を現年度納付しており、申立期間を除く国民年金加入期間について未納は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は、昭和51年3月に国民年金に任意加入し、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまでの保険料を全て納付しているなど、納付意識は高かったと考えられ、申立人の母親が12か月と短期間である申立人の申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社から同社のグループ会社であるA社に名称変更はあったが、申立期間中、同社には継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社とA社に継続して勤務していた複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和63年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA社において当該被保険者資格を取得している元同僚から提出された同社における申立期間に係る給料明細書には、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり、同社は申立期間において厚生年金保

険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は昭和63年10月\*日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日

A社に勤務していた平成 17 年 8 月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていない。賞与の振込額が記載された当時の通常郵便貯金通帳を提出するので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された本人名義の通常郵便貯金通帳及び事業主の供述から判断すると、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記通帳において確認できる振込額を基に算出した賞与額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日

A社に事務員として勤務していたが、平成 17 年 8 月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていない。当時の通常郵便貯金通帳を提出するので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された本人名義の通常郵便貯金通帳及び事業主の供述から判断すると、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記通帳において確認できる振込額を基に算出した賞与額から12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8507

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで  
A社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間の前後を含めて、A社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C営業所に勤務していた同僚は、「A社（本社）から、事務集約により同営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）後は、同社（本社）の被保険者となる旨の説明を受けた。」と陳述している上、オンライン記録により、同社のC営業所を除く各営業所及び支店の複数の被保険者は、全喪により被保険者資格を喪失した後、同社（本社）で被保険者資格を取得しており、被保険者期間に空白が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人のA社C営業所に係る資格喪失日については、同社（本社）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の組合

編入年月日が昭和44年12月1日となっていること、及びオンライン記録において、同社のC営業所を除く各営業所及び支店の全喪日が全て同年12月1日付けであることが確認できる上、B社は、「A社C営業所は同年11月29日に全喪しているが、各営業所及び支店の全喪日は通常同年12月1日付けとしているので、申立人は申立期間に同社C営業所の被保険者として継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」と回答していることから、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年10月の記録から、3万6,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によれば、A社C営業所は、昭和44年11月29日に全喪しているが、5人以上の同僚が全喪後も全喪前と同様に勤務状況に変更無く勤務していた旨を回答していることから、当該事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで  
年金の記録によると、A社C支店から同社B支店に異動となった昭和38年3月に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び同社の回答並びに複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間及びその前後の期間において同社に継続して勤務していたこと、及び申立期間においては同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された資料により、昭和38年3月16日にA社B支店が新設され、それに伴い社員の所属部署が変更になったことが確認できる上、複数の同僚が、申立人は申立期間においても勤務地や勤務形態に変更は無く、厚生年金保険料の控除は継続していた旨を陳述している。

さらに、A社は、資料が無く不明であるとしているものの、「保険料を控除していた可能性もある。」とも回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和38年4月1日に

厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

しかしながら、A社は、同社B支店が昭和38年3月16日に組織変更により新設されたとしている上、同社は法人であり、オンライン記録により、同社B支店の厚生年金保険の新規適用時には250人を超える従業員がいたことが確認でき、申立期間において同社B支店は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、3万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社B支店に係る適用事業所の届出が遅れたために、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日についても昭和38年4月1日となったと思われる旨の回答をしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8509

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで  
昭和34年11月にC社に入社し、同社の関連会社であるA社を36年1月に退職するまで、C社及びA社がD業務を請け負っていたE社F支店のG部署に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとしているE社F支店のG部署で申立人の上司であったとしている同僚の陳述により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、申立期間にA社で申立人と同一の勤務形態及び業務に就いていたとしている同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書により、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社は申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本により、同社は、昭和35年6月\*日に会社とし

て成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、前記の同僚が所持していた給料支払明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、C社における昭和 35 年 6 月の標準報酬月額と一致していることから判断すると、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の同年 6 月の記録から、6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東（茨城）厚生年金 事案 8510

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで  
私は、昭和36年6月にC社（昭和38年8月1日にA社に社名変更）に入社して以来、D社（現在は、B社）における勤務も含め、39年6月まで継続して勤務したので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答から、申立人は、申立期間においてA社及びD社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち3人は、「申立人も含め、申立期間の前後を通して勤務地や勤務形態に変更は無かった。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、A社において被保険者資格を喪失し、D社において再度被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、これらの者の多くの資格喪失日と取得日とが各月の1日付けの同一日となっており、被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社における昭和38年11月の記録から、2万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

B社は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 38 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8513

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成17年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月31日から同年6月1日まで  
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は平成17年5月31日になっており、次のC社における資格取得日が同年6月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。  
申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人と同様にA社からC社に転籍した同僚が所持する平成17年5月分の給与支給明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成17年6月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年4月のオンラインの記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の親会社であるD社の事業主は、保険料を納付したか否かについては、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成17年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和40年5月31日までA社B工場に勤務し、同年6月1日に同社のC工場へ異動になった。継続して勤務していたのに厚生年金保険の記録に空白期間があることに納得できない。給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が申立人と一緒に昭和40年6月1日にA社C工場に異動したと供述している上、同僚の一人が同社の一般的な異動日は月の初日であったとしていることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和40年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8516

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日  
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のC健康保険組合からの回答により31万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5436

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和25年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年8月から50年3月まで  
私は、20歳になった昭和45年\*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母が町会の班長に私と母の分を一緒に納付していた。一緒に納付していた母は、保険料を完納している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年\*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、その母が町会の班長に申立人と自身の分を一緒に納付していたと申述しているが、国民年金の加入手続を行ったとする申立人は加入手続に関する記憶が明確でなく、保険料を納付したとするその母の記憶も同様のため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和51年6月頃に払い出されたと推認され、申立人のA市国民年金被保険者名簿の備考欄には、「受付年月日 51.6.29」「手帳交付年月日 51.6.29」と記載されていることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、当該時点では、申立期間のうち、45年8月から49年3月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。一方、同年4月から50年3月までの期間は、当該加入手続時点で保険料を遡って納付できる期間であり、同年4月から51年3月までの保険料は、同年12月21日に過年度納付されていることが申立人の所持する領収証書で確認できるものの、前述のとおり、母親の保険料の納付に関する記憶は明確でなく、保険料の納付状況は不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、



申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年6月まで  
私が20歳になった昭和44年\*月頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。  
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年\*月頃に申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和16年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年1月から42年12月まで  
私は養父に勧められて昭和37年1月頃にA区役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた記憶がある。  
申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月頃に申立人の養父に勧められてA区役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人に国民年金に加入するよう勧めたとするその養父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和43年1月頃にC市において払い出されたと推認され、国民年金手帳記号番号払出簿の氏名欄には、婚姻後の氏名が記載されていることから、婚姻前である37年1月頃にA区で加入手続きをしたとする申立人の申述と相違する。

さらに、D市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得年月日は昭和43年1月31日、被保険者種別は任意となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することは、制度上できない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から平成10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から平成10年3月まで

私の国民年金の加入手続は、夫が昭和40年3月頃にA区役所で行ってくれた。国民年金保険料も、夫がA区役所か金融機関に納付書で納付してくれていた。59年10月にB区へ転居してからも、夫がB区役所で納付してくれていた。

申立期間が未加入や保険料の未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続は、夫が昭和40年3月頃にA区役所で行ってくれた。国民年金保険料も、夫がA区役所か金融機関に納付書で納付してくれていた。59年10月にB区へ転居してからも、夫がB区役所で納付してくれていた。」と申述しているが、その夫は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明であるほか、申立人の夫も、申立期間に係る大部分の期間の保険料は未納である。

また、オンライン記録によると、平成11年2月3日に申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されていること、及び同日付けで当該基礎年金番号により国民年金被保険者資格の取得処理をしていることが確認できることから、申立人は、この時期に国民年金に加入したと考えられ、申立期間当時は国民年金に未加入であり、制度上国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8511

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 46 年 9 月 30 日まで  
私は、A 県 B 市 C 地区にあり、D 業であった E 社に、申立期間に F 職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が E 社の社長として挙げた氏名と閉鎖登記簿謄本に記載された同社の代表取締役の氏名が一致することなどから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンラインによる事業所名称検索及び事業所名簿検索システムによると、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、閉鎖登記簿謄本によると、E 社は既に解散し、オンライン記録によると、同社の代表取締役は既に亡くなっていることから、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

さらに、申立人は、E 社で一緒に勤務したとする複数の者を挙げているが、既に亡くなっていること又は住所が不明であることから、申立人の申立内容について照会することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8512

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 20 日から同年 11 月 29 日まで  
申立期間にA事業所でB職として勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在地及び事業主名等を詳細に記憶している上、それが申立期間当時のC誌の記載内容と符合することから、期間は特定できないものの、A事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、昭和 43 年 5 月 9 日に法人として設立されたA社の清算人が、同社は、申立人が記憶している事業主が社主であった時期から解散するまで厚生年金保険の適用事業所となっておらず、加入の手続も行っていなかった旨、回答している。

また、事業所名簿検索結果及びオンライン記録によれば、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

さらに、同清算人によれば、申立人が記憶している事業主は既に亡くなっており、資料も残っていないとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 関東（茨城）厚生年金 事案 8514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月頃から 51 年 1 月頃まで  
② 平成元年 4 月頃から 2 年 2 月頃まで  
③ 平成 4 年 4 月頃から 6 年 3 月頃まで  
④ 平成 10 年 3 月頃から 15 年 12 月頃まで

申立期間①は、A市B地区にあったC社でD業務を、申立期間②は、A市E地区にあったF社でG業務を、申立期間③は、A市H地区のI館内にあったJ社でK業務を、申立期間④は、A市L地区にあったM社のN工場でO業務をしていたが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間において、厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA市B地区にあったC社に勤務していたと述べているところ、申立人が記憶している申立期間①当時の事業所の場所及び呼称等が、P社に勤務していた一人の同僚の供述と一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が勤務していた事業所は同社であったことがうかがえる。

しかしながら、P社は、平成 12 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、同社の元事業主及び複数の同僚からは、申立人を記憶しているとする供述が得られず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「申立事業所に勤務していた期間は明確に記憶して

いない。」と述べているところ、上記元事業主は、「当時従業員は、入社当初の一定期間は、見習いのため厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べているとともに、複数の同僚が「従業員全員がすぐ厚生年金保険に入るわけではなかった。」、「厚生年金保険に入るのは2か月から3か月後だったと思う。」と述べていることから、P社においては申立期間①当時、入社して一定期間を経てから厚生年金保険に加入する取扱いであったと考えられる。

さらに、P社に係る申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立期間②当時、F社の役員であり、かつ、同じE地区内にあるQ社の事業主であった者は、「申立人は、申立期間②当時にF社に勤務していたのではなく、自分が事業主となっていたQ社でG業務のアルバイトをしていた。」と述べている。

しかし、申立人の当該期間に係る厚生年金保険への加入については、上記Q社の事業主であった者は、「アルバイトであった申立人は、厚生年金保険に加入していない。」と述べているとともに、同社での同僚の一人は、「申立人は、常勤ではなく、アルバイトだった。アルバイトは厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

また、F社及びQ社の両社に係るオンライン記録においても、申立人の氏名は確認することができない。

- 3 申立期間③について、J社の社会保険事務担当者は、申立人の平成6年分の源泉徴収票の写しを提示した上で、「申立人は、平成6年3月17日に退職した短期アルバイトであった。」と述べているとともに、複数の同僚が、申立人のアルバイトの期間について「1か月から2か月である。」と述べていることから、申立期間③のうち、同年3月17日以前の1か月から2か月程度の期間について、申立人の同社における勤務の実態がうかがえる。

一方、申立人の勤務がうかがえる上記期間の厚生年金保険への加入について、事業主は、「アルバイトは、厚生年金保険に入れていない。」と述べているところ、上記申立人の源泉徴収票において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、複数の同僚が、「短期アルバイトは厚生年金保険に加入していない。」と述べている。

また、J社に係るオンライン記録において、申立人の氏名は確認することができない。

- 4 申立期間④について、M社の社会保険事務担当者はパート勤務者に係

る社員名簿及び申立人の給料台帳を提出し、「申立人は、平成5年4月26日から同年10月半ばまでパートとして勤務していた。」と述べているとともに、申立人自身が「R社N工場L店には一度しか勤務したことはない。」と述べていることから、申立人は申立期間④よりも前に、同社にパートとして勤務していたと考えられる。

しかしながら、申立人の勤務が確認できる上記期間の厚生年金保険への加入については、事業主は、「パート勤務者は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と述べており、上記給料台帳において、申立人が勤務していた期間について、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、複数の同僚は、「パート、アルバイトについては厚生年金保険には入っていなかった。」と述べている。

また、M社に係るオンライン記録において、申立人の氏名は確認することができない。

- 5 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年5月1日まで  
② 昭和21年3月9日から同年6月1日まで  
③ 昭和21年11月20日から23年3月23日まで  
④ 昭和23年12月5日から32年10月10日まで

年金事務所で確認したところ、A社を退職後、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人に係る複数の厚生年金保険被保険者期間全てがその計算の基礎とされ、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約6か月後の昭和33年4月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和45年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8518

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から同年 8 月まで  
② 昭和 44 年 2 月から同年 7 月 3 日まで  
③ 昭和 44 年 8 月 29 日から同年 10 月まで

申立期間①から③までA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べているが、同社は申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨を回答しており、申立人の主張を裏付ける回答及び資料を得ることができない。

また、申立人が記憶する者及び所在を確認できた複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①については申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見当たらず、申立期間②及び③については、申立人の被保険者期間は昭和 44 年 7 月 3 日から同年 8 月 29 日までの期間とされており、これはオンライン記録と一致している上、同年 9 月に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。